

# 電気通信大学テニユア・トラック准教授育成戦略会議規程

平成23年12月19日

改正

平成24年 7月24日

平成28年 3月23日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学テニユア・トラック制に関する規程第9条の規定に基づき、テニユア・トラック准教授（以下「准教授」という。）の育成環境を維持・整備するとともに、テニユア獲得後の配置先を検討するために設置する電気通信大学テニユア・トラック准教授育成戦略会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 会議は、以下の事項を審議する。

- (1) 准教授の研究環境に関すること。
- (2) 准教授の教育活動に関すること。
- (3) 准教授を支援するメンター教員の選定に関すること。
- (4) 准教授のテニユア獲得後の配置先に関すること。
- (5) その他、准教授の育成に関わる重要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員によって構成する。

- (1) 教育研究職員人事担当の理事
- (2) 教育担当の理事
- (3) 研究担当の理事
- (4) 先端領域教育研究センター長
- (5) 副学長
- (6) 学術院長
- (7) 学術院副院長
- (8) 学術院長が指名する大学院情報理工学研究科選出評議員 2人
- (9) その他議長が必要と認めた者

(議長)

第4条 会議に議長を置き、前条第1号の者をもって充てる。

2 議長は、会議を招集する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第5条 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(会議の事務)

第7条 会議に関する事務は、総務部総務課が統括し、事項に応じて関係課が処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この規程は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年7月24日から施行する。

2 電気通信大学先端領域若手研究者グローバル人材育成プログラム実施要項及び電気通信大学先端領域若手研究者グローバル人材育成プログラム実施に関する細目は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。